

21 資格制度

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
実務経験要件の見直し (経済産業省)	(ボイラー・タービン主任技術者) ボイラー・タービン主任技術者になる条件として必要な実務経験年数を一律に定めるのではなく、安全確保に関するマネジメントシステムの社会への浸透等の状況を踏まえ、弾力的な運用ができないか検討する。	マネジメントシステムの浸透状況等を踏まえ検討			(経済産業省) 安全管理審査におけるシステム安全管理審査の申請状況を勘案すると(システム安全管理審査の占める割合は全審査の約1%)、事業者における安全確保に関するマネジメントシステムの浸透は十分であるとは判断し難く、現時点において当該運用についての検討を行うことは困難であるとの結論を得た。
懲戒処分等の適正な実施 (関係府省)	a 業務独占資格について、主管省庁は、懲戒処分及び公表に当たっての基準をガイドラインや事例集等(根拠法令、通知を含む)で明確にし、それらをインターネット等一般国民にも入手しやすい方法で公開・提供する。	措置			(財務省) 税理士に対する懲戒処分等の基準については、平成20年3月に「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」を取りまとめ、国税庁ホームページ等で公開した。(財務省告示第104号) (厚生労働省) 薬剤師の懲戒処分の事例については、厚生労働省ホームページに掲載しているところ。 理容師及び美容師については、平成20年2月、法令等で定められている懲戒処分の基準をまとめ、厚生労働省ホームページに掲載した。 社会保険労務士の懲戒処分及び公表に当たっての基準や事例等について、平成20年3月から厚生労働省のホームページ等で公開・提供している。 職業訓練指導員免許に係る事務は、平成12年より都道府県の自治事務となったことから、都道府県知事が免許交付している。また、この資格における懲戒等については、免許の取り消しであり、職業能力開発促進法第29条及び職業能力開発促進法施行規則第43条において規定しているため、既に措置済みである。 受胎調節実地指導員については、懲戒事例がないことから、今後、懲戒事例が蓄積された段階で対応することとする。 (経済産業省) 弁理士及び特許業務法人の処分の基準を明確化し、特許庁ウェブサイトにおいて公開・提供予定(平成20年6月)。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
					<p>(国土交通省) 一級建築士、不動産鑑定士、測量士、海技士、小型船舶操縦士、水先人、海事保佐人については、処分基準等を国土交通省ホームページ等にて公表済である。 他の資格についても、閣議決定を踏まえ、処分基準等の公表を行えるよう、検討中である。</p>
	<p>b 懲戒理由に該当する場合には、基準に照らして懲戒等の処分を厳格におこない、懲戒等の処分の対象となった者の氏名並びに行為及び処分の内容等の情報を必要とする者が知ることができるように、インターネットを利用する等、官報以外の手段でも公表する。</p>	措置			<p>(財務省) 懲戒処分の対象となった税理士等の氏名等については、平成20年3月から官報公告に加えて国税庁ホームページにおいても公表した。</p> <p>(厚生労働省) 懲戒等の処分の対象となった者の氏名並びに行為及び処分の内容等の情報については、報道関係者に公表するとともに、都道府県、関係団体等に周知しており、平成20年4月1日から、薬剤師資格確認検索システムにおいても、懲戒処分の一部について公表しているところ。</p> <p>理容師及び美容師については、基準に照らして懲戒等の処分を厳格に行うこととするとともに、平成20年2月から、懲戒等の処分についての情報を厚生労働省ホームページに掲載している。</p> <p>懲戒処分の対象となった社会保険労務士の氏名並びに行為及び処分の内容等について、平成20年3月から厚生労働省及び全国社会保険労務士会連合会のホームページ等で公表している。</p> <p>職業訓練指導員免許の取消しをした都道府県知事は、すみやかにその旨を他の都道府県知事に通知しなければならないこととなっており(職業能力開発促進法施行規則第43条第2項)、処分を受けた者の情報は公開される制度となっているため措置済みである。</p> <p>なお、当該免許所有者は、独立して業を営むことはなく、当該免許所有者に対して国民が直接に業務を依頼することはないと考えられるため、都道府県間の公開で充分であると考えられる。</p> <p>受胎調節実地指導員については、懲戒事例がないことから、今後、懲戒事例が蓄積された段階で対応することとする。</p> <p>(経済産業省) 弁理士及び特許業務法人の処分の基準に則り、弁理士及び特許業務法人の処分を厳格に行い、「氏名、処分内容等」を特許庁ウェブサイトにおいて公開・提供予定(平成20年6月)。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
					(国土交通省) 一級建築士、不動産鑑定士、測量士、海技士、小型船舶操縦士、水先人、海事保佐人については、官報公告や国土交通省ホームページ等にて公表している。 その他の資格についても、閣議決定を踏まえ、公表について検討中である。
資格者法人の設立要件緩和 (関係府省)	資格者による全国的な幅広い業務サービスを推進する観点から、一人法人について、国民のニーズ、資格者団体の要望、資格者の業務の実態を踏まえた上、検討を進める。	検討			- (厚生労働省) 「『規制改革推進のための3か年計画』への対応について(実績等把握のお願い)」(平成19年12月19日基徴発第1219001号厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長通知)により、社会保険労務士法人制度と関連する社会保険労務士の業務の実態、「一人法人」のニーズ等の把握について、全国社会保険労務士会連合会に協力を依頼した。 これを受け、平成20年度に実施する「社会保険労務士実態調査」において、社会保険労務士法人制度と関連する社会保険労務士の業務の実態及び「一人法人」のニーズ等についての把握を行う旨の報告が、平成20年2月に全国社会保険労務士会連合会からなされた。 今後は、当該実態調査の結果を踏まえ、必要に応じさらなる実態把握等を行いつつ、「一人法人」の設立について検討を進めることとしている。 (経済産業省) (弁理士) 平成18年度に、審議会において検討した結果、特許業務法人の社員が二人以上とされているのは、弁理士が死亡した場合などにも顧客への継続的な対応を図るという制度設立趣旨によるものであるところ、特許業務法人の一人法人制度の導入については、弁理士事務所の実態を注視しつつ、今後の課題として引き続き検討を進める予定。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
資格者に関する実務実績等の情報開示の推進 (法務省、総務省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省、財務省、金融庁)	業務独占資格の事務系資格(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、弁理士、行政書士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、不動産鑑定士)に関して、資格者団体と協力して、資格者の氏名や事務所の所在地、連絡先、専門分野、懲罰など、国民に有用な情報の開示について、個人情報保護の観点や各資格における業務の特性を考慮しつつ検討を行い、国民が資格者を主体的に選択できるような環境を整備する。	検討・結論			<p>(総務省)</p> <p>行政書士においては、資格者の登録事務等を行う日本行政書士会連合会が、資格者情報(氏名、事務所所在地、連絡先等)の開示を既に連合会ホームページ上にて行っているところである。</p> <p>今後は、連合会において、平成20年度中を目途に、各資格者の専門分野情報の追加等、当該ホームページでの開示内容の更なる充実を図ることを予定しているところである。</p> <p>(法務省)</p> <p>(弁護士について)</p> <p>現在、日本弁護士連合会においては、同連合会ホームページ上で、設定した条件に該当する弁護士を検索できる弁護士情報提供サービス(愛称「ひまわりサーチ」)を平成19年から開始したり、同ホームページ及び弁護士白書(市販されている)等において懲戒請求事案処理状況を公開し、かつその内容を毎年記者発表するなどして、国民に有用な情報の開示に努められているものと承知している。</p> <p>(司法書士、土地家屋調査士について)</p> <p>開示可能な資格者情報については、個人情報保護の観点や業務の特性を考慮しつつ、資格者団体において、開示を行っているところである。</p> <p>(財務省)</p> <p>国民に有用な税理士情報の開示については、個人情報保護の観点等を考慮しつつ検討した結果、日本税理士会連合会がホームページにおいて税理士に関する情報(氏名や事務所の所在地、連絡先等)を検索できるウェブサイトを構築する。また、国税庁ホームページに当サイトへのリンクを設定する。(平成20年度中措置予定)</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>公開に同意している開業社会保険労務士及び社会保険労務士法人の社員の氏名、事務所の所在地、連絡先及び専門分野等の情報については、一部の県の社会保険労務士会を除き、既に公表しているところである。</p> <p>すべての開業社会保険労務士及び社会保険労務士法人の社員に係る情報の公表の在り方については、平成20年度中に、全国社会保険労務士会連合会において結論を得た上で必要な措置を行う予定となっている。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
					<p>また、懲戒処分を受けた社会保険労務士の氏名並びに行為及び処分の内容等については、平成20年3月から厚生労働省及び全国社会保険労務士会連合会のホームページ等で公表している。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>国民による弁理士の選択に資するため、国及び日本弁理士会が有する弁理士に関する情報について、弁理士の個人情報の保護の必要性を考慮し、公表することを法制化。</p> <p>(弁理士法の一部を改正する法律(平成19年法律第91号))。</p> <p>(平成20年4月1日施行)</p> <p>(国土交通省)</p> <p>不動産鑑定士の資格者情報については、個人情報保護の観点から考慮しつつ、氏名や事務所の所在地、懲罰履歴などの国民に有用な情報の開示を行い、国民が資格者を主体的に選択できる環境を整備した。今後とも、国民が資格者情報を利用しやすい環境の整備を図る。</p> <p>(金融庁)</p> <p>日本公認会計士協会のホームページにおいて、公認会計士の氏名等及び監査法人の事務所の所在地、連絡先の検索が可能となっている。また、金融庁のホームページにおいて、公認会計士及び監査法人に対する懲罰等の内容を公表している。</p> <p>なお、平成19年12月より、日本公認会計士協会のホームページに、上場会社を監査している事務所の所在地、連絡先、懲罰等が閲覧できる上場会社監査事務所名簿を掲載した。</p>
公認会計士 (金融庁)	a 公認会計士が監査証明業務を的確に行うため、研鑽の機会としての継続的専門研修のあり方や、その能力を確認するための方策等について検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。	措置			(金融庁) 「金融審議会公認会計士制度部会報告」(平成18年12月22日)の提言に基づき、日本公認会計士協会は、継続的専門研修の理念、構造、目的及び目標等の継続的専門研修大綱を公表(19年1月16日)、19年4月1日以後開始する事業年度から適用した。
	b 問題事例には厳正に対応していくとともに、監査法人の問題点について早期に把握し、機動的に必要な指示等を行うことにより、重い処分に至る前に監査法人に対し適切な運営を行わせるようにする。	措置			(金融庁) 金融庁は、監査の質の管理に関する検査の結果、業務の運営が著しく不当と認められた監査法人に対し、業務改善の指示及び改善状況のフォローアップを開始した(平成18年8月)。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	c 監査法人に対するペナルティーの適用については、法的な整合性等にも留意しつつ、不正の抑止の徹底の観点から、監査法人に対する課徴金の運用等についても検討し、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。	措置			(金融庁) 平成19年公認会計士法改正による行政処分が多様化に伴い、課徴金の運用等も含めて、「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方について」の改訂のための検討を行い、見直すこととした(平成20年3月)。
	d 同一監査の継続の禁止について、現在大手監査法人の主任会計士については公認会計士協会の自主規制により、一般の公認会計士(7年まで、インターバル2年)に比べ厳しいルール(5年まで、インターバル5年が適用されているが、監査法人、公認会計士等の独立性を高める観点から、諸外国の実情等も勘案しつつ、適切なルールについて検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。	措置			(金融庁) 公認会計士法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成19年政令第357号)(平成19年12月7日公布、20年4月1日施行)において、大規模監査法人において上場会社の監査を担当する筆頭業務執行社員等については、継続監査期間5年、インターバル5年を法定化した。
	e 現在の監査制度は監査法人における社員である公認会計士の相互監視と相互牽制を前提としているが、不正会計事件などによる損害賠償責任について監査法人の大規模化が進んでいる中、現実にそぐわない面もあると考えられるため、不正に関与した社員の責任を明確にし、非関与社員が過度に責任を負うことを回避する観点から、非関与社員の有限責任性の導入について検討する。	措置			(金融庁) 公認会計士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第99号)(平成19年6月27日公布、20年4月1日施行)において、無限連帯責任形態に加えて、非違行為に関係のない社員の責任を出資の範囲に限定する有限責任形態の監査法人制度を導入した。
	f 公認会計士や監査法人の監査報酬等については、会社法上の事業報告や証券取引法上の有価証券報告書の記載事項とされているなど、情報開示が行われているものもあるが、これらについて、その一層の充実を図るための方策について検討する。	措置			(金融庁) 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成20年内閣府令第10号)(平成20年3月28日公布、同年4月1日施行)により、監査報酬についての適切な情報開示を求めていく観点から、有価証券報告書等において監査報酬の開示を明確に義務付けるとともに、開示内容についても所要の整備を行った。
	g 監査実績、法人のガバナンス、審査体制、財務状況など資格者や監査法人の資質を確認するために必要な情報について検討するとともに、それらを開示する仕組みを構築する。	措置			(金融庁) 公認会計士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第99号)(平成19年6月27日公布、20年4月1日施行)において、監査法人は、会計年度ごとに業務及び財産の状況に関する説明書類を作成して公衆縦覧に供することが義務付けられた。開示項目については、国際的な動向も踏まえ、ガバナンス、審査体制、財務状況等を含めた内容を規定した。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
建築士 (国土交通省)	a 建築技術の向上や新しい建築素材の開発等が進んでいるなかで、そうした知識や必要な能力を身につけていくことが社会的に求められているため、その様な建築士自身の自己研鑽の履歴や設計業務の実績の履歴を関係者に分かるよう情報を開示する仕組みを検討する。	平成20年度までに措置			- (国土交通省) 平成18年6月に建築士法(昭和25年法律第202号)を改正し、建築士事務所の開設者から所属する建築士の業務の実績について都道府県知事に毎年提出され閲覧に供することとされた(平成19年6月20日施行)。 平成18年12月に改正された建築士法において建築士事務所に所属する建築士に義務化された定期講習の受講歴を建築士名簿に記載すること等を内容とする建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の改正を平成20年11月末頃までに予定している。
	b 資格者の違反行為等を未然に防ぐため、違反履歴等の情報の開示についても検討する。	平成20年度までに措置			- (国土交通省) 平成18年12月に建築士法(昭和25年法律第202号)を改正し、建築士の懲戒処分歴について記載されている建築士名簿が閲覧に供することとされた(平成20年11月末頃施行予定)。
	c 各々の建築士のなかで、特定の分野について高い専門性を習熟している場合には、各分野の能力が社会的に認知され、依頼者が規模や用途に合わせ建築士を選別できるような民間における認証の仕組みなど専門性を明示できるようにすることを検討する。	平成20年度までに措置			- (国土交通省) 平成18年12月に建築士法(昭和25年法律第202号)を改正し、高度な専門能力を有する建築士(構造設計一級建築士、設備設計一級建築士)を選別する制度を創設することとした(平成20年11月末頃施行予定)。
社会保険労務士 (厚生労働省)	社会保険労務士に認められている裁判外紛争における代理業務の実績等を注視し、簡易裁判所における訴訟代理を認める必要性や依頼者の利便性の向上への寄与の度合いを見極めつつ、訴訟代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方について検討する。	検討			- (厚生労働省) 「『規制改革推進のための3か年計画』への対応について(実績等把握のお願い)」(平成19年12月19日基徴発第1219001号厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長通知)により、特定社会保険労務士による裁判外紛争解決手続代理業務の実績等の把握について、全国社会保険労務士会連合会に協力を依頼した。 これを受け、平成19年における特定社会保険労務士による裁判外紛争解決手続代理業務の実績について、平成20年2月に全国社会保険労務士会連合会から報告がなされた。 引き続き特定社会保険労務士の実績の推移を注視するとともに、必要に応じさらなる実態把握等を行いながら、簡易裁判所における訴訟代理を認める必要性等を見極めつつ、訴訟代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方について検討を進めることとしている。